税理士報酬の概要

【直前割増／個人事業主・法人】

2020年11月
今里税理士事務所

個人事業主（事業・不動産・山林・雑＜事業類似＞）

資料を受け付けた日により、以下の割増率を適用します
① 通常の確定申告
　2月15日～2月末日……　10%割増
　3月1日以降……………　25%割増
② 準確定申告
　申告期限の1ヶ月前の翌日～15日前まで……　10%割増
　申告期限の14日前以降…………　25%割増

※ 資料の受付が年明けになった場合は記帳料の単価が上がるため、上記の割増に該当しなくても割高になることに注意

法　　人

資料を受け付けた日により、以下の割増率を適用します
　申告期限の21日前～15日前……　10%割増
　申告期限の14日前～ 8日前……　20%割増
　申告期限の 7日前以降…………　30%割増

※ 資料の受付が決算日より後になった場合は記帳料の単価が上がるため、上記の割増に該当しなくても割高になることに注意

個人・法人とも、記帳料および決算・申告報酬（課税事業者は消費税の申告報酬を含む）が対象

※ 上記は税理士報酬の概要を示したものです。細かい条件等により、上記と金額が異なることがあります。